

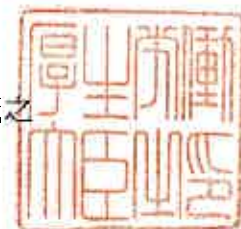
厚生労働省発雇均 0107 第 2 号

令和 4 年 1 月 7 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金の改正

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金について、その雇用する被保険者であつて、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者に対して事業主が休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じ、同一の当該妊娠中の女性労働者に対して当該休暇を合計二十日以上取得させる期限を、令和四年一月三十一日から同年三月三十一日に変更すること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。